

ID: 237

担当部署: 都市整備課

処分の概要	建築主変更の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 第3条		
例規番号	平成24年規則第22号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (名義変更)</p> <p>第3条 許可を受けた建築物について、その工事完了前に建築主を変更しようとするときは、建築主変更承認申請書(別記様式第3号)に許可通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により提出された建築主変更承認申請書について、支障がないと認めるときは、承認した旨を建築主変更承認書(別記様式第4号)により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日